

住宅確保要配慮者居住支援法人 指定後の手続きについて

住宅確保要配慮者居住支援法人は、毎事業年度、支援業務の認可申請や、事業報告の提出等を行わなければなりません。また、指定事項の変更や指定を辞退する場合には、手続きが必要になりますので、忘れずに行ってください。

また、債務保証業務を新たに実施する場合は、債務保証業務の認可が必要になりますので、必ず事前にご相談ください。

1 支援法人が行う手続き一覧

手続きが必要な時期		提出書類	提出部数
指定後遅滞なく	毎事業年度開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・支援業務事業計画等認可申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 	正本1部 副本1部
毎事業年度経過後 (3ヶ月以内)		<ul style="list-style-type: none"> ・支援業務事業報告等提出書 ・事業報告書 ・収支決算書 ・財産目録 ・貸借対照表 	正本1部 副本1部
随 時	指定事項※に 変更があるとき (2週間前まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書 ・変更が分かる書類 	正本1部 副本1部
	事業計画に 変更があるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・支援業務事業計画等<u>変更</u>認可申請書 ・変更する事業計画書 ・変更する収支予算書 	正本1部 副本1部
	指定を 辞退するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書 	正本1部

※指定事項：法人の名称や住所、支援業務を行う事務所の所在地

2 各種書類の提出先・問合せ先

福井県土木部建築住宅課 住宅計画グループ

住 所：福井市大手3丁目17-1 9階

電 話：0776-20-0505(直通)